

特殊詐欺に気をつけて!



「だまされへん そんなあなたが 狙われる」
 特殊詐欺被害の大半は高齢者で、親族や警察官、役所、金融機関、百貨店等を装い、信用させて、現金やキャッシュカードをだまし取る手口が多くなってきています。

詐欺の電話は、あなたをあせらせ、冷静な判断ができないようにします。慌てて行動するのではなく、一旦電話を切り、家族や警察に相談するようにしましょう。

被害にあわないためにも、相手方の電話番号が表示される電話サービスの利用や、在宅中も留守番電話にしておくなどして、知らない人からの電話には出ないようにしましょう。



消費者トラブル防止ペン立てを作ろう!

下図を切り取って、①から順番にのりで貼って組み立ててください。底に重いものを入れるとより安定します。

| | | |
|---|--|---|
| <p>無料?</p> <p>安くなる?</p> <p>必要?</p> | <p>オレオレ!</p> <p>注意!! 特殊詐欺</p> <p>その電話、大丈夫?</p> <p>還付金</p> | <p>消費者トラブルは 大阪市消費者センターに相談します! 06-6614-0999 もしくは 局番なし 188</p> <p>電話してね</p> <p>メインキャラクター エルちゃん</p> |
| <p>底面</p> <p>のり ②</p> <p>のり ③</p> <p>のり ④</p> | <p>底面</p> <p>のり ⑤</p> | <p>底面</p> |

1 相手(販売員など)の会社名や訪問の目的を確認すること。



2 いらない時はキッパリと断ること。

3 迷ったときは、その場で契約せずに家族などに相談すること。

4 口約束でも契約は成立するので、あいまいな返事はしないこと。



被害にあわないために



5 契約を急がせる事業者には注意すること。



6 事業者の説明と契約書に書かれている内容が違ってないか、よく契約書を確認すること。



7 訪問販売などの場合、契約してもらいなければクーリング・オフ制度を活用すること。



8 「おかしいな!?'と思ったら、すぐに消費者センターに相談すること。

